

第2次府中市子ども・子育て支援計画(案)パブリック・コメント手続の実施結果について

1 意見の提出期間

令和元年11月25日(月)から令和元年12月24日(火)

2 意見の提出状況

| 提出者数 | 件数 | 意見の提出方法 | | | | |
|------|-----|---------|-----|----|-------|----|
| | | Eメール | FAX | 郵送 | 意見受付箱 | 持参 |
| 2 人 | 2 件 | 1 | - | - | 1 | - |

3 意見の概要及び意見に対する市の考え方 別紙のとおり

| No | 頁 | 関連施策 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|----|-------|---|--|--|
| 1 | 50・51 | 基本目標5: 青少年の健全育成 施策12: 青少年健全育成活動の推進 | 小学生のこどもの居場所については施策11で書かれていますが、中高生の放課後の居場所づくりについての対策が見当たりませんでした。近年、中高生の居場所がないことについては、ほかの自治体でも問題として認識しているところが多く、府中市でも、現状は同じだと思いますし、この問題については市民の要望が多いとも思います。この問題に関して、できれば「現状と課題」に盛り込んでいただきたいというのが要望です。具体的な施策も盛り込んでいただきたいのですが、盛り込めないのであれば、現実の青少年育成事業の中で、NPOの取り組みを支援するなど、早く何らかの対策を打っていただくよう要望いたします。以上、必ずしもこの計画の変更を求めるものではありませんが、意見として言わせていただきました。 | 施策12「施策の方向性」において「家庭、学校、地域、警察等と連携し、青少年が地域の中で健やかに成長できるよう支援」する旨を記載しており、今後の具体的な施策展開に当たっては、中高生の居場所づくりも含め、地域等との連携の中で検討してまいります。 |
| 2 | 28～33 | 基本目標1: 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備 施策1: 情報提供・相談体制の充実 施策2: 地域における子育て支援 施策3: 母子保健の充実 | 子育て支援事業に高齢者への包括的支援事業の考え方やシステムを導入する。 ・ケアマネジャー的な役割、訪問看護、ヘルパー、デリバリー(配食)サービス、親子食堂(ファミレス等と連携してチケットを出す)、親子共のショートステイ等。 ・親子健診の拡充(母子保健の拡充)。親と子の双方の健康診断を2年毎に実施し、心と体の健康状態の早期発見、予防する。身長、体重、食事、排泄、性教育状況、睡眠、コミュニケーション、虐待、不登校、いじめ他。幼稚園、保育園、学校保健室と情報交換し、必要な支援にあたる(訪問、24時間電話ネット)。教育センター、児童相談所、小児科医と情報交換し、必要な支援にあたる。(訪問、24時間電話ネット) ・システム、サービスの広報について。幼稚園、保育園、学校を通じて家庭に知らせる。 ・子育て世代の親と子(0～18才まで)の心と体の健康状態の早期発見、ケアのために保健師による支援をお願いします。家庭訪問支援が必要です。 | 子ども・子育て支援制度においては、妊娠期から切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」というシステムがあり、本市でも、平成30年度に子ども家庭支援センター「たち」と母子保健係が連携して「子育て世代包括支援センター」を設置しております。乳幼児健康診査など様々な機会を捉えて、支援が必要なご家庭を把握し、妊娠期から子育て期の家庭を保健や福祉面などから包括的に支援しております。その中で、保健師などがケアマネジャー的な役割を担っており、相談や家庭訪問を行ったうえで、状況に応じて各種サービスの利用調整をしております。今後も様々な関係機関と連携して、子どもの養育状況を確認し、虐待の未然防止や早期発見、早期対応に努めるとともに、各種サービスの充実を図りながら包括的な支援を行ってまいります。 |